

博物館運営方針（仮称）の策定について

令和6年6月28日

鳥取県立博物館は、これまで自然、歴史・民俗、美術の3分野を有する総合博物館として運営を行ってきたが、令和7年3月30日に県立美術館が開館し、美術分野が美術館に移転することに伴い、残る現有施設である当館の運営方針を策定する必要がある。

なお、以前からの課題である施設・設備の老朽化、耐震力不足、収蔵庫の狭隘化等については、鳥取県として、まずは耐震改修を早急に行うとの方針が決定しており、別途、公開承認施設に係る文化庁協議や県の予算編成の過程で、施設改修の内容が決まっていくこととなる。

1 館運営

(1) 内 容 別添「鳥取県立博物館運営方針（案）」のとおり

(2) 策定手順

- 博物館協議会で意見をいただく 6月28日（金）
→意見を反映させ（案）修正
- 県教育委員会で意見をいただく 7月31日（水）
→意見を反映させ（案）修正
- 博物館内で起案
→館長決裁 8月上旬

(3) 策定後

- 確定版は、次回の博物館協議会で報告
- 今秋以降に始まる美術分野の移転に伴い、博物館は館内の資料移動等のため、令和7年2月17日から2～4ヶ月の間、休館の予定
(資料移動や館内サイン変更等に必要な経費を9月補正予算で要求)
- 休館後の運営再開時から、新運営方針に基づき館を運営

2 施設改修

(1) 取組手順

- 耐震改修に加えて実施する工事内容（範囲）について財政課等と調整
- 史跡の現状変更について文化庁協議（5/20 協議開始）
- 公開承認施設の承認継続について文化庁協議（6/18 協議開始）
- 基本・実施設計（R6～7）に要する経費を9月補正予算で要求

(2) 改修スケジュール（予定）

年 度	内 容
R 6～7	基本・実施設計
8～10	工事2年、からし1年（2夏）
11	リニューアルオープン

「鳥取県立博物館改修整備基本方針(素案)」に対する意見への対応状況

項目 運営方針(仮称)への反映状況

第1章 基本方針策定の背景と経緯

<p>1-1 改修整備基本方針策定の背景と経緯 1-2 中間まとめ策定後の情勢変化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「設置目的」だと博物館の新規設置に見える。何のために改修をするのか、整備・改修の目的を示すべき。 従来の耐震補強、設備の老朽化、収蔵庫狭隘化の課題に加えて、博物館に求められる新たな社会的なニーズも明示した方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> これまで運営と施設改修とを一体的に検討してきましたが、能登半島地震を踏まえて耐震補強を早急に進めるため、両者を分けて検討することとなりましたので、この際、誤解を与えかねない「設置目的」という表現は改めました。 文化観光やまちづくりとの連携、ふるさとキャリア教育の推進等、新たな社会的ニーズへの対応については、各事業計画に整理しています。
--	--	---

第2章 県博の設置目的と取組の方向性運営方針

<p>2-1 県博の設置目的 2-2 取組みの方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 博物館の使命である標本、資料の収集、保管、研究等の文言がない。 「蔵」には、「暗い」や「閉じ込める」、「お蔵入り」など、悪いイメージを抱く方もいるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 資料の収集や保存、調査研究等を「果たすべき役割」として追記しました。またこれらについては、取組の方向性や各事業計画にも整理しています。 かつての鳥取城に存在した「御宝蔵」に因んだ「鳥取県の宝蔵」とし、県民の財産である資料を適切、安全な環境の下で保存・管理し続けることを表明するとともに、研究者だけでなく、誰もがいつでも利活用でき、多様な地域の活力向上にも貢献していく新しいしくみを持った概念として提示しています。(P2からP3)
------------------------------------	--	---

第3章 必要な機能と事業計画

<p>3-1 収集・保存 3-3 展示</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今の博物館には、テーマ性があるようでないようなイメージがある。「博物館にどんな資料があるのか」「展示と収蔵の全体像」が見えない。 収蔵庫の狭隘化が課題とされているが、無尽蔵に収集するわけにはいかない。コレクションポリシーが見えてこない。 資料の保存、管理は博物館の絶対的な使命であり、疎かにしてほしくない。寄贈や寄託された方への責任を考えた上で考えてほしい。 改修による展示の目玉、鳥取県博に行かないと見ることができない具体的な展示方針案を示すべき。 収蔵庫を見たが、興味のある方は、むしろあそこを見たいのではないかと思うほど、大変興味深く、非常にエキサイティングな展示がされていた。大胆な新しい展示の仕方を検討されてもよいのではないかと。 資料の収集、保管、調査研究、活用は博物館の機能。膨大な資料を出るだけ見たいだけでなくには、展示スペースの改修が必要。 常設展示室の「混合展示」については考え直された方がよい。県全体のものを混ぜて展示して面白いものができると思えない。 鳥取城跡エリアの観光拠点化を踏まえ、ホームページや作品キャプションも含めた多言語対応を考えていくべきではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 当館が収集・保存の対象とする資料等を明らかにする一方で、収蔵庫狭隘化の課題もあることから、今後、資料の移管等も検討していきます。(P2及びP4)なお、令和2年に策定した資料収集方針等については、今回提示する「運営方針(仮称)」を踏まえて、改定する予定としています。(参考資料1及び参考資料2) 資料については、関係法令を遵守し、安全・確実に保存していきます。(P4)なお、具体の施設整備に関わる事項については、今回提示する「運営方針(仮称)」とは切り離して、別途検討することとしています。 具体の施設整備に関わる事項については、今回提示する「運営方針(仮称)」とは切り離して、別途検討することとしています。収蔵庫の開放等を通じて、利用者と学芸員との対話や交流の促進を図ることを検討しています。 増加する訪日外国人等のニーズに応えるため、多言語に対応した展示活動に取り組むこととしています。(P6)
----------------------------------	--	---

運営方針(仮称)への反映状況	
項目	いただいた意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・美術館には小学生の招待授業があると聞いているが、博物館も県の西部地域の子ども達に身近に感じられる存在としてほしい。 ・県の中西部地域にモデル的なアンテナ校を設置し、ウェブでつないで授業を実施してみたいはどうか。
3-4 学習支援	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館に来ることができない人のため講座の動画配信も検討いただきたい。 ・美術館のワークショップスペースのような、学びのスペースがあつたほうが良いと思う。 ・博物館の収蔵品も魅力的だが、解説をする学芸員や伝える人との出会いが子どもたちの今後の成長に繋がっていくのではないか。
3-5 県民・地域との協働・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・以前は美術団体でも博物館を借りることができ、大きい展示会ができたが、今後はどのような状況になるのか。県展とか市展の開催をどのように考えているのか。 ・貸出専用のギャラリーを整備すべき。県民にとっても使用機会の自由度が上がり、サービスの向上と魅力アップにつながるのではないか。
その他(博物館の運営全般や施設整備に関する意見)	
(運営全般)	
新設される美術館との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・新設される美術館との役割整理や連携はどのようになっているか。
事業計画全般	<ul style="list-style-type: none"> ・今後充実したい項目に力を入れすぎているように見える。継続事業も含めてオールラウンドに記載すべきではないか。
博物館の組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援や学芸員派遣等、強化すべき事項が書かれているが、学習支援担当の部署をつくる等、組織体制についても検討すべき。
(施設整備)	
駐車場整備	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場が不足しており、特に大型車両が駐車できる場所がない。
改修中の資料保管や利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・改修工事中の収蔵品保管については、適切に、良好な状態で保管できるようにしてほしい。 ・改修工事中も、博物館で保管している資料を研究者等が利用できるようにしてほしい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館から離れた地域へは、「出前展示」や「学芸員派遣」を行うほか、病院の院内学級や特別支援学校を中心に、オンライン授業も実施しています。(P7) ・インターネットを使用した展示解説や講座の開催を開催することとしていますので、動画配信についても検討します。(P7) ・施設整備に関わる事項については、今回提示する「運営方針(仮称)」とは切り離して、別途検討することとしています。 ・誰もが調査研究や学習が出来る環境を整えるとともに、収蔵庫の開放等を通じて、利用者と学芸員との対話や交流の促進を図ることとしています。(P5) ・県展や市展をはじめとして、分野を問わず、県民の幅広い活動の成果発表等に活用いただけるようにします。(P8) ・施設整備に関わる事項については、今回提示する「運営方針(仮称)」とは切り離して、別途検討することとしています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館と美術館との役割については、参考資料3のとおり、整理しています。 ・ボランティアによる古文書解読や関係団体と連携した調査研究等、これまでの取り組みも記載していましたが、協議会でご意見をいただいた古文書の補修事業や標本の整理事業も追加しました。(P4) ・運営体制に関わる事項については、今回提示する「運営方針(仮称)」とは切り離して、別途、「公の施設のあり方」を含めて、検討することとしています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取城跡周辺の駐車場対策については、別途、地元鳥取市も交えて検討しています。 ・施設整備に関わる事項については、今回提示する「運営方針(仮称)」とは切り離して、別途、予算編成過程等において検討することとしています。

運営方針（仮称）の策定について（案）

令和6年8月 日
鳥取県立博物館策定予定

鳥取県立博物館（以下「県博」という。）は、昭和47年の開館後50年以上が経過し、施設・設備の老朽化と収蔵庫の狭隘化等の課題を抱えていることから、この対応として、自然史、歴史・民俗、美術の3分野のうち美術分野を新美術館へ独立させ、現施設は必要な改修を加えた上で、継続して使用していく方針としている。

県博の改修整備に向けては、平成30年6月に「鳥取県立博物館改修整備基本構想（中間まとめ）」を策定し、令和5年8月から「博物館改修整備基本方針」の策定に向けて、「館運営」と「施設改修」を一体的に検討してきた。

しかし、令和6年1月に能登半島地震が発生し、1月31日に開催された第2回県有施設・資産有効活用戦略会議において、「多くの県民が利用する施設であり、能登半島地震も踏まえ、早急な耐震改修が必要」である等として、「従来型手法（県直営）により耐震改修を行うこと」が決定した。

併せて、「耐震改修以降の博物館の運営にかかる民間活力の導入検討については、『令和11年度指定管理施設一斉更新に向けた公の施設のあり方検討』の中で実施すること」も決定した。

このことから、これまで一体的に検討してきた「館運営」と「施設改修」を分離して検討することとなり、このたび策定する運営方針（仮称）は、令和7年度からの美術分野移転後の運営と令和11年度の指定管理施設一斉更新に向けた公の施設のあり方検討に向けた運営の在り方を取りまとめたものである。

なお、「施設改修」については、史跡の現状変更や公開承認施設等に関する文化庁協議を踏まえながら、県の予算編成の過程において、その内容等を検討していくことになる。

1 県博の果たすべき役割

平成30年6月に策定された「鳥取県立博物館改修整備基本構想（中間まとめ）」で整理された県博の設置目的やその後の博物館運営協議会等における検討経過を踏まえて、果たすべき役割を次のとおりとする。

- (1) 鳥取県の自然史と変化に富んだ先人の歩み（歴史、民俗、美術工芸）に関連する資料を収集・保存し、確実に後世に伝え、国内外の多彩な自然や人間の歴史への理解を促す。
- (2) 県民が、独自の自然史と先人の歩みに由来する鳥取県の個性や魅力を確認・強化しつつ、国内外の自然史や人間の歩みの多彩さに触れて知的探求の幅を広げ、より深化させていけるよう調査研究を行うとともに、学校教育と連携して子ども達の学びを支援する。
- (3) 独自の自然や人間の歴史に支えられ、多彩な学術文化に囲まれて心豊かに暮らせる地域を創り上げるのに貢献する。
- (4) 独自で多彩な自然や人間の歴史を調査・紹介・普及することにより、国内外から多くの人を引き付け、様々なヒト・モノ・コトを結び付けて、新たな交流と発展の核となる。

2 取組の方向性

「鳥取県の『宝蔵』^{たからぐら}：鳥取県の過去を知り、ともに考えていく博物館」を理念に掲げ、現在の場所においてこれまで果たしてきた資料の収集・保存を中心とした基本的な役割・機能を、今後もしっかりと果たすことで、県民が楽しく学び、感動を覚えるような「魅力ある県立博物館」となり、更には、まちづくりなどの地域の多様な分野に「も」貢献する。

《取組内容》

1 鳥取県の過去（自然史、歴史、民俗、美術工芸の資料）を、県民一人一人の財産として収集し、適切かつ安全な環境の下で、保存します。
2 資料の調査研究を継続するとともに、館内外で円滑・適切な調査研究活動が展開できる機能や環境の整備に取り組みます。また、資料は、いつでも誰でも利活用できるようにし、県民の主体的な学びに貢献します。
3 資料の利活用により、鳥取県の新たな価値と魅力を見だし、国内外へ発信し、交流と発展を進めます。
4 県民・地域との共同連携による「魅力ある県立博物館」となることで、文化観光やまちづくりなど、多様な地域の活力向上に貢献します。

《県博が収集・保存する資料》

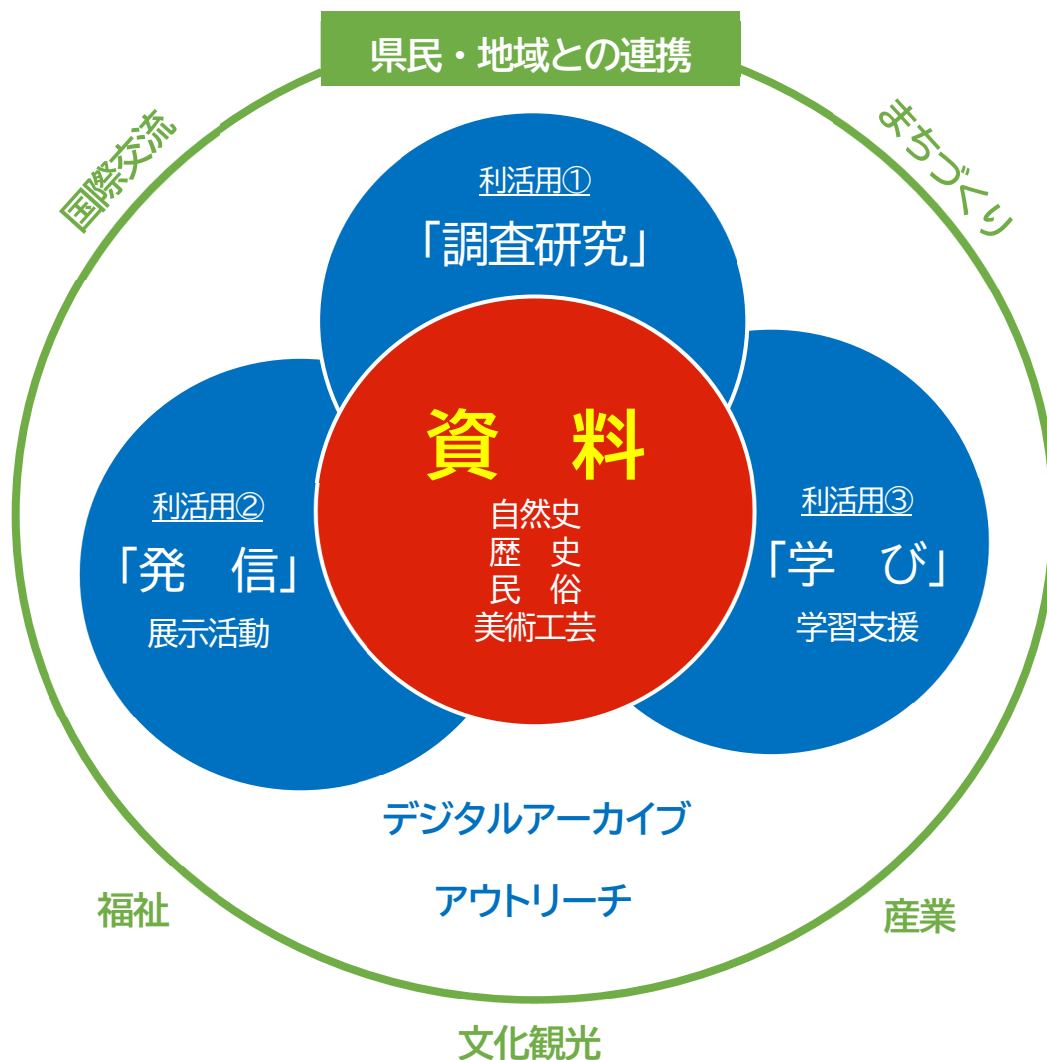
- 【自然史】鳥取県に関連する自然界の歴史の証左となる岩石、化石、生物などの標本
- 【歴史】鳥取県に関連する考古遺物（出土品、伝世品など）や中世から近代までの史資料（古文書、古典籍、公文書、図書、写真、映像など）
- 【民俗】鳥取県および周辺地域で伝承されてきた有形・無形の民俗事象（衣・食・住、農具・漁具・製紙用具、芸能、儀礼・信仰など）
- 【美術工芸】鳥取県に関連する歴史的または芸術的価値の高い作品（宗教美術、武具甲冑、刀剣など、ならびに鳥取藩ゆかりの絵師の作品や当時の美術工芸品、鳥取市ゆかりの民芸品や工芸品など）

≪概念図≫

鳥取県の過去を知り、ともに考えていく博物館

たからぐら

鳥取県の「宝蔵」



■「宝蔵」について

19世紀半ばの鳥取城内には貴重な美術品や歴史資料を管理保管するための「御宝蔵」という建物が実在していました。この蔵には、現在県外の機関が所蔵する「後三年合戦絵巻」(国重要文化財・東京国立博物館蔵)、「酒伝童子絵巻」(国重要文化財・サントリー美術館蔵)や、県立博物館に引き継がれている初代藩主池田光仲直筆の和歌などが収められており、博物館の前身ということもできます。この「御宝蔵」を理念の根幹に据えることで、県民の財産である資料をいつまでも保存し続けることを表明します。名称は現代にあわせて「宝蔵」とします。

「宝蔵」は単に資料を納めておくだけの蔵ではなく、収集した資料を適切、安全な環境の下で保存・管理し、国内外の研究者等だけでなく、誰もがいつでも活用できる新しいしくみを持った概念です。

3 必要な機能と事業計画

県博の取組の方向性を具現化するためには、次のような機能を備え、事業を展開していく必要がある。

3-1 収集・保存

《機能》

1 鳥取県に関する自然史、歴史、民俗、美術工芸の資料を国内法規や国際協定等を遵守しつつ、体系的・計画的・継続的に収集する機能
2 収集した資料に関する情報を適切に記録・管理し、国内外における調査研究等に、いつでも誰でも利活用できる機能
3 収集した資料を次世代に継承するために温湿度や照明が最適に保たれ、災害時に対しても安全な環境の下で適切に保存・管理し、観覧や閲覧、利活用が容易に行える機能
4 美術館開館後も県博において保存・展示することとされている鳥取藩ゆかりの絵師作品や美術工芸品、吉田璋也に代表される民藝運動による工芸品等を所蔵する機能
5 保存中の資料について、保存の意義が消失した場合や他施設等において一層有効な活用が期待できる場合に移管等ができる機能

《事業計画》

1 鳥取県の自然史、歴史・民俗、美術工芸に関する資料の収集

- ・収集家の物故や高齢化、過疎化の進行等により、博物館で収蔵しなければ失われていく資料が急増している状況も踏まえ、鳥取県に関する自然史、歴史・民俗、美術工芸に関する資料を体系的に収集し、県民の共有財産として継続的に充実させていく。
- ・他方、増え続ける資料や収蔵庫狭隘化の課題があることも踏まえ、保存の意義が消失した場合や他施設等において一層有効な活用が期待できる場合に移管等ができる手法について検討する。

2 収集資料の保存と利活用

- ・収集した資料を適切、安全な環境の下で保存・管理するだけの「蔵」ではなく、国内外の研究者等をはじめとした誰もがいつでも「鳥取県の宝蔵」を利活用できる環境を整える。
 - (動物・昆虫、民俗等)
収蔵庫を常時開放し、調査や学習のできる環境で、学芸員や県民協力団体関係者等と対話や交流のできる環境。
 - (その他)
各資料の性質に即した環境の収蔵庫で、標本製作資料調査、閲覧及び学習のできる環境。
- ・鳥取藩ゆかりの絵師作品や美術工芸品、吉田璋也に代表される民藝運動による工芸品を引き続き保存・管理し、常設展示や企画展示において、継続的に展示する。
- ・時間の経過等により劣化、損耗した資料については、適切な方法で修復を施し、利活用可能な状態にするとともに、デジタルアーカイブ化するなどした上で、確実に後世に伝え引き継いでいく。
- ・鳥取藩政資料などの古文書の補修作業や、寄贈された資料の整理作業などを継続的に行っていく。

3-2 調査研究

《機能》

1 資料についての調査研究や、博物館の運営・活動に関する調査研究を集中的に行える機能と、調査研究に必要な資料や図書を迅速に参照等できる機能
2 県博の収蔵資料を内外の研究者等に関わらず、誰でも容易に調査・利活用できる機能
3 調査研究の成果を反映した活動や学習を行い、あるいはその成果を取りまとめた紀要を発行して、成果を県民等に還元する機能
4 県内各地に残る自然や歴史遺産、民俗行事等を、大学や民間の研究者など館外主体の参画・協力を得て調査研究し、新たな資料として収集・保存する機能

《事業計画》

1 収集資料の整理と研究

- ・保存した資料を活用できるよう、県民協力団体などの関係者の参画・協力を得て、整理と登録を優先的に行っていく。
- ・整理された資料はデジタルアーカイブ化し、「とっとりデジタルコレクション」で積極的にインターネット公開し、誰でも、いつでも、どこからでも利活用できるようにする。
- ・資料の調査研究を促進するため、資料の高画質画像化、3Dスキャナ・3Dプリンタ等の技術導入によるレプリカ作製などを取り入れ、VR・ARなどの技術等も使った利活用を目指す。
- ・収蔵庫を常時開放し、調査や学習のできる環境で、学芸員や県民協力団体関係者等と対話や交流を行う。

2 目録・データベースの提供と『研究報告』の発行

- ・資料を目録・データベースとして提供し、また調査研究の成果を『研究報告』として定期的に発行する。このことで、成果を県民等に還元するとともに、国内外の研究者等の参画・協力を得やすくする。

3-3 展示活動

《機能》

1 鳥取県の自然史と先人の歩みについて、常時、専門分野ごとに詳しく伝えるとともに、まとまりのある地域ごとに過去からの流れをわかりやすく紹介する機能
2 国内外の貴重な資料を用いて世界や日本の多様な状況を伝えるとともに、鳥取県に関する最新の研究成果等を紹介する機能
3 鳥取城に関する資料を紹介し、鳥取藩の歴史を学ぶことができる機能
4 県東部でも県民等が継続的に美術系展覧会を観覧できる機能
5 研究者や愛好家はもちろん、様々な人々が博物館の展示活動に参画・協働することができる機能
6 年齢や言語、障がい等にかかわらず来場者に親しんでもらえる機能

《事業計画》

1 常設の展示活動空間

(1) 鳥取県の過去を知り、ともに考える展示活動空間

- ・鳥取県の自然史、歴史、民俗、美術工芸の重要な「資料」を紹介し、学芸員はじめ県民協力団体等の様々な関係者の協力を得て、その資料にまつわる様々な学びが行えるようにし、本県の過去を総合的に把握・理解してもらえるようにする。
- ・県民とともに作り上げることを心がけ、展示活動から議論が生まれる「学びの空間」となり、ここから鳥取県の新しい価値観が創り出されるようにする。
- ・増加する訪日外国人等のニーズに応えるため、多言語に対応した展示活動を行う。

(2) 鳥取県に関する分野別の展示空間

- ・各分野について、学芸員はじめ研究者や県民協力団体等の様々な関係者の調査研究やその成果紹介などを行える活動空間で、アクティブな展示活動空間とする。
- ・期間限定のコーナーを設け、新収蔵コレクションや最新的话题を速報展示する。それらについては、研究者や愛好家はもちろん、様々な人々が参画・協働することができるようにする。
- ・鳥取城跡内の施設等と連携し、鳥取城、鳥取藩及び久松山周辺の歴史・文化についての展示を行い、史跡への理解が深まることで史跡価値の向上につなげる。
- ・収蔵庫を常時開放し、誰でもいつでも資料を見て学習できる活動空間とする。

2 企画展示

(1) 国内外の貴重な資料を観覧できる展覧会（年1回程度）

- ・世界や日本の多様な状況、今を生きる上で必要な知見や情報などを学ぶことができる機会を県民に提供する。
- ・引き続き、公開承認施設の承認を得て、国の重要文化財や国宝等の展示を行う。
- ・県民の鑑賞機会の充実のため、展覧会は2か月程度にわたり長期開催する。

(2) 鳥取県の自然や歴史・民俗に関する展覧会（年1回程度）

- ・鳥取県に関する最新の知見や新たな発見を紹介し、本県のアイデンティティ強化に資する。

(3) 県立美術館主催の美術系展覧会等の開催

- ・東部地域でも県民等が継続的に美術展覧会を観覧できる機会を確保する。

3-4 学習支援

《機能》

1	学習ニーズや学習内容に応じて最も適切な手法、設備等（インターネットを含む）を駆使し、効果的に学習・体験する機会を、県民に等しく提供する機能
2	学校教育における地域学習を、館内外で効果的に支援できる機能
3	年齢や言語、障がい等にかかわらず、様々な人々が参加できる学習・体験プログラムを提供する機能
4	学芸員等を学校や公民館等に派遣し、各地域の児童・生徒や一般住民を対象として、上記のようなプログラムを実施する機能
5	県博から離れた地域に対しては、上記のほか資料貸出しや出張展示等により博物館資料に触れる機会を提供する機能
6	幼稚園・保育園や学校の博物館利用を促進する機能

《事業計画》

1 鳥取県講座・講演会・展覧会・ワークショップ等の充実

- ・様々な使用形態に対応可能なスペースを設け、学校など大人数の団体や幅広い来館者を対象に、多様な学習ニーズに応える機会を提供する。
- ・年齢や言語、障がい等にかかわらず、様々な人々が参加できる学習・体験プログラムを提供する。
- ・資料の整理や調査、展示の準備などを紹介することも実施し、博物館活動への理解や関心を深め、積極的な参画を促す機会とする。

2 アウトリーチ活動の充実

- ・博物館から離れた地域を重点に、公民館や学校等への学芸員派遣、テーマを設定した貸出し資料キットの作成、県内各地における出張展示などを行い、全ての県民に主体的な学習の機会を提供する。
- ・その際には、県内の他の博物館と連携しつつ、役割を分担し、各地域における学習機会の格差是正と学習内容の個性化を図る。

3 学校教育支援の充実

- ・「ふるさとキャリア教育」が目指すところである、児童生徒が鳥取県の自然や歴史等について体験的に学び、その価値や魅力について理解する中で「ふるさと鳥取」に誇りと愛着を持つことができるよう、展示や活動内容を充実する。
- ・学校教育における博物館利用を促進するため、社会科見学や遠足、授業等での児童生徒の来館時におけるサービスや活動内容を充実する。
- ・県内すべての児童生徒が発達段階に応じた博物館利用ができるよう、学校との事前・事後の打合せ等を通して、活動（学習）内容のねらいを互いに共有する。
- ・不登校児童生徒の社会的な自立に向けて、学校と連携しながら、博物館の見学等を通して知的好奇心や豊かな感性を育むとともに、人やものとのつながりが実感できるようにする。
- ・博物館の学習資源について周知する「教員のための博物館の日」の開催等を通して、教員が博物館に親しみを持つとともに学びの場であるという認識を深めるなど、博物館が行う学校教育支援についての普及啓発を充実する。

4 ICTの活用、教育DX

- ・収蔵資料は「とっとりデジタルコレクション」で積極的にインターネット公開し、誰でも、いつでも、どこからでも利用できるように拡張する。
- ・障がいのある方や病気などで来館されることが難しい方々には、インターネットを使った展示解説、講座等ができる環境を整備し、どこからでも博物館を利用していただけるように内容充実を図っていく。
- ・博物館に来館、学校への学芸員派遣などの前後に、GIGAスクール構想により1人1台整備された端末を使用し、デジタル化された資料で学習することで学習効果が高められるように内容充実を図っていく。
- ・乳幼児から高齢者まで全世代を通じた学習での博物館資料の利用に繋がるように内容充実を図っていく。

3-5 県民・地域との協働・連携

《機能》

1 県民が自発的に学習するのを支援する機能と、必要に応じて博物館の資料や図書の検索、閲覧等のサービスを提供することができる機能
2 博物館の収蔵資料を、他の博物館や資料館、大学等の研究機関、民間の研究者や愛好家などと協力・連携して調査研究し、その他様々な連携事業を推進する機能
3 県民の様々な活動成果を展示・発表する場の提供や県内博物館等への助言や巡回展示等による連携・交流を推進する機能

《事業計画》

1 ボランティアや任意団体等による博物館活動の活性化

- ・資料の整理や登録、自然標本の同定、古文書の解読などをボランティアに支えてもらって着実に推進する。同時に、ボランティアたる県民に生涯学習の機会を提供し、博物館事業と県民活動との融合を図る。

(現在の活動例) 古文書解読ボランティア、県民協力団体制度(化石部、むし部等)

2 研究機関等との連携の推進

- ・大学等の研究機関や民間の研究者や愛好家などと協力・連携して調査研究を推進し、国内外の多種多様なシンポジウム、研究発表会等を開催し、多岐にわたる研究活動を展開する。

3 県民の活動成果の発表機会の提供

- ・企画展示室を県民の様々な活動成果等を展示・発表する場として積極的に提供する(貸館)。展示・発表の内容については、県展、市展をはじめとし、ジャンルを限定せず、県民の幅広い活動の成果発表等に活用できるようにする。

4 県内他館との連携

- ・県内に市町村や民間団体が設置している博物館(類似施設)に対し、収蔵資料の整理・保管や展示方法の改善について助言・指導を行ったり、共同で展示活動や講座を実施したりして、それらの施設との連携・交流を強化する。

5 地域への貢献

- ・「魅力ある博物館」としての活動を充実させ、地域の文化観光やまちづくり、福祉、産業、国際交流等の関係機関と連携し、地域の活力の向上に貢献する。

鳥取県立博物館が所蔵する国指定文化財等

〈国指定文化財〉

絹本着色楊柳観音像	重要文化財(絵画)	寄託
紙本金字法華経巻第二、第四	重要文化財(書籍)	寄託
子持勾玉	重要文化財(考古資料)	館蔵
三角縁神獸鏡		
鳥取県西伯郡会見町普段寺1号墳出土	重要文化財(考古資料)	借用
長瀬高浜遺跡出土埴輪	重要文化財(考古資料)	借用
オオサンショウウオ	特別天然記念物	館蔵

〈県指定文化財〉

絹本着色愛染明王像	保護文化財(絵画)	寄託
絹本着色五大明王像	保護文化財(絵画)	寄託
絹本着色三宝荒神像	保護文化財(絵画)	寄託
絹本着色群鯉図	保護文化財(絵画)	館蔵
絹本着色釈迦十六善神像	保護文化財(絵画)	寄託
絹本着色東下り・耕作・草花図	保護文化財(絵画)	寄託
絹本着色東方朔図	保護文化財(絵画)	館蔵
絹本着色不動明王像二童子像	保護文化財(絵画)	寄託
絹本着色富士見西行図	保護文化財(絵画)	借用
絹本着色猛虎図	保護文化財(絵画)	館蔵
絹本着色両界曼荼羅図	保護文化財(絵画)	寄託
三十六歌仙額	保護文化財(絵画)	借用
紙本金地著色竹梅図・紙本着色草虫図 衝立	保護文化財(絵画)	寄託 ※
紙本墨画雲竜図	保護文化財(絵画)	館蔵
紙本墨画群鯉游泳図六曲屏風	保護文化財(絵画)	館蔵
池田恒興像(狩野尚信筆)	保護文化財(絵画)	館蔵
旧興国寺書院障壁画	保護文化財(絵画)	館蔵
絹本着色琴棋書画図	保護文化財(絵画)	館蔵
永田家文書	保護文化財(古文書)	借用
塩文書	保護文化財(古文書)	借用
吉川元春祈願状、寄進状	保護文化財(古文書)	寄託
宮本家文書	保護文化財(古文書)	館蔵
新興寺文書	保護文化財(古文書)	借用
浅津文書	保護文化財(古文書)	館蔵
相見家文書	保護文化財(古文書)	館蔵
伯耆国八橋郡上伊勢村方見神社神職池本家資料	保護文化財(古文書)	館蔵
名和神社文書	保護文化財(古文書)	借用
宋青磁香炉	保護文化財(工芸品)	借用 ※
太刀銘[表]信濃大掾藤原忠国玉纏太刀式の太刀拵	保護文化財(工芸品)	借用
太刀銘[表]信濃大掾藤原忠国第一太刀式の太刀拵	保護文化財(工芸品)	借用
太刀銘[表]信濃大掾藤原忠国鎧剣[飾太刀]拵	保護文化財(工芸品)	借用
太刀銘[表]伯耆国倉吉住人播磨大掾藤原正綱	保護文化財(工芸品)	借用
伝 亀井茲矩将來品	保護文化財(工芸品)	寄託
銅鑿口 伯州瀧山寺銘	保護文化財(工芸品)	館蔵
梵鐘	保護文化財(工芸品)	借用
擬宝珠	保護文化財(工芸品・考古資料)	借用 ※
廃阿代寺正平在銘鐘	保護文化財(工芸品・考古資料)	借用
桂見遺跡出土縄文時代遺物一括 一丸木舟(借用)、一櫂	保護文化財(考古資料)	館蔵
古郡家1号墳出土遺物一括	保護文化財(考古資料)	館蔵
子持勾玉	保護文化財(考古資料)	借用1、館蔵1
新興寺金峯山経塚出土遺物一括	保護文化財(考古資料)	借用
流水文銅鐸	保護文化財(考古資料)	館蔵
木造狛犬	保護文化財(彫刻)	借用 ※
木造蔵王権現立像	保護文化財(彫刻)	寄託
木造大日如来坐像金剛界胎蔵界	保護文化財(彫刻)	寄託
木造稻荷像	保護文化財(彫刻)	借用 ※
山陰における口承文芸の記録(童謡・民話等)	有形民俗文化財	館蔵
扇ノ山の火山弾	天然記念物(地質鉱物)	館蔵
ナウマンゾウ牙 温泉津沖日本海底産	天然記念物(地質鉱物)	館蔵
ナウマンゾウ牙 萩沖日本海底産	天然記念物(地質鉱物)	館蔵

(※印は鳥取県立美術館へ移管予定)

〈正基準標本(ホロタイプ)〉

※ある生物の新種の記載を行う際に、その生物を定義するための記述の拠り所となった標本のことで、世界にただ1点。「国際動物命名規約」「国際藻類・菌類・植物命名規約」等の国際的に唯一の規範で定められている。

※基準標本(タイプ)、特に正基準標本(ホロタイプ)は公開可能な状態で博物館や植物標本館(ハーバリウム)に保存され、細心の注意の元に保管されるべきである旨が勧告されている(ICBN13 勧告7A1)。

■植物化石

ホウキツガ *Tsuga hokiensis*
タツミトウゲサンザシ *Crataegus tatsumitogensis*
タナイザクラ *Prunus tanaii*
ホウキアズキナシ *Sorbus hokiensis*
ホウキエノキ *Celtis hokiensis*
ホウキシラキ *Sapium hokianum*
ロタラ属の一種 *Rotala hokiana*
ホンシュウカエデ *Acer honshuense*
フジオカカエデ *Acer huziokae*
トトリカエデ *Acer tottorienne*
ウエムラカエデ *Acer uemurae*
ホウキツツジ *Rhododendron hokiense*
ホウキナツツバキ *Stewartia hokiana*
ヘプタコディウム属の一種 *Heptacodium hokianum*
パトリニア属の一種 *Patrinia hokiana*
アラリア属の一種 *Aralia hokiana*

■昆虫化石

イナバムカシアブラゼミ *Graptosaltria inaba*

■魚類化石

トトリビラメ *Paralichthys yamanai*
ミヤノシタシヤモ *Spirinchus akagii*
イナバケツギヨ *Inabaperca taniurai*
トトリムカシギンポ *Tottoriblennius hiraoi*

■両生類

イズモサンショウウオ *Hynobius kunibiki* (液浸標本)
サクホクサンショウウオ *Hynobius sakuhokumontanus* (液浸標本)
ウシロヤマサンショウウオ *Hynobius ushiromontanus* (液浸標本)

※新種発表時に「正基準標本(ホロタイプ)」以外に、タイプ標本として指定された「従基準標本(パラタイプ)」は、約300点を収蔵している。

参考資料1

鳥取県立博物館の博物館資料収集方針

令和2年8月14日 鳥取県立博物館長策定

自然、歴史・民俗及び美術の各分野を取り扱う総合博物館である鳥取県立博物館が収集する資料は、博物館法に則って、その設置目的を実現するために必要なすべての資料とする。

一方で、昭和47年度に設置された本館は、収蔵庫や展示室の狭隘化が深刻な問題となり、平成28年度末には美術分野を独立する方針が決定されるものの、収蔵資料を適切な広さや環境で保管して将来に引き継ぐことは今後も継続する課題である。

よって、博物館資料（当館が所有し収蔵資料管理システムに登録する資料）として資料を採集（拾得等）、購入、製作又は寄贈受入れするときは、当該資料が収集に値するかどうか慎重に判断する必要があるため、次の収集方針を定める。

1 基本方針

- (1) 鳥取県の自然、歴史・民俗及び美術（以下「3分野」という。）に関する資料の全てを収集の対象とする。
- (2) 3分野に関して、常時展示又はテーマを設定して展示するために必要な資料は、計画的かつ重点的に収集する。
- (3) 鳥取県に関する資料と比較して展示等を行うことで、鳥取県に関する資料を補完し、又は両資料の関連を紹介でき、もって鳥取県の特徴等の理解が高まる資料はできる限り収集する。

2 分野別方針

(1) 自然分野

- ア 鳥取県内に存するもの又は存したもの（鳥取県沿岸の漂着動物等を含む）。
- イ 既存の博物館資料等と比較考量して、調査研究又は展示、教育普及活動に供するために必要なもの。
- ウ 購入及び寄贈等に際しては、必要に応じて鳥取県立博物館協議会自然部会専門委員の意見を聞くことができる。

(2) 歴史・民俗分野

- ア 鳥取県民が所有するもの又は鳥取県内で出土したもの。
- イ 鳥取県にゆかりのあるもので歴史上又は学術上の価値が高いもの。
- ウ 既存の博物館資料等と比較考量して調査研究又は展示、教育普及活動に供するために必要なもの。
- エ 購入及び寄贈等に際しては、必要に応じて鳥取県立博物館協議会人文部会専門委員の意見を聞くことができる。

(3) 美術分野

- ア 美術作品の収集は「鳥取県にゆかりのある作家や、その作家とつながりのある作家の作品」を基本として次の基準を満たし、かつ鳥取県美術資料収集評価委員会の承認を得られたものとし、現存、物故を問わない。

(具体的な収集基準)

- (ア) 鳥取県に関係した近世以前の美術作品
- (イ) 鳥取県にゆかりのある近代作家の美術作品
- (ウ) 鳥取県にゆかりのある現代作家の美術作品
- (エ) 鳥取県の自然や風物などを題材にした美術作品
- (オ) 郷土作家とつながりをもつ国内外の作家の優れた美術作品

イ なお今後は、策定された「鳥取県立美術館整備基本計画」を踏まえて、より広範囲の優れた美術作品等を収集するものとする。

参考資料2

鳥取県立博物館 自然及び歴史・民俗資料の収集基準

令和2年8月14日 鳥取県立博物館長

自然

- 1 鳥取県及び周辺地域の動物・植物・岩石・鉱物・化石資料
- 2 鳥取県の自然史の特徴を示すために必要な対比をするための各地の資料
- 3 鳥取県の自然史の理解を助ける世界各地の関連分類群の資料
- 4 当館と関連して研究を進めてきた、或いは鳥取県を中心に展開された学術活動の成果物
- 5 その他自然科学上重要な資料で、寄贈者が当館での取り扱いを希望するもの

歴史・民俗

・考古

- 1 鳥取県を中心とする地域の考古資料(特に散逸のおそれのあるもの等)
- 2 出土地域に関わらず、以下の諸点において、当県との関連が深いと認められる資料
 - (1) 資料自体が当地域の生産品であると認められる資料
 - (2) 資料自体が当地域の文化的影響がうかがえる資料又は、当地域の文化に影響を与えたと認められる資料
- 3 考古学的に重要と認められる資料

・歴史

- 1 鳥取県に関する近世以前の文書・近現代文書等
- 2 鳥取県に関する歴史資料
- 3 鳥取県に関する記録・図書、及び当県に関係する人物などの文書・記録
- 4 鳥取県に所在した歴史的価値が高い資料
- 5 地域性にこだわらず、古文書学上、基準的様式を具備する各時代の基本的文書
- 6 地域性にこだわらず、書誌学上、重要な典籍類の収集(代表的な出版物・写本など)
- 7 著名なコレクションで散逸のおそれがある資料
- 8 鳥取県の災害関係資料

・民俗

- 1 鳥取県の民俗芸能用具並びに儀礼・信仰関係用具
- 2 民俗事象を表す写真・映像・音源などの資料
- 3 地域的な特色を示す衣・食・住に関する資料
- 4 機械化されていない諸職用具の収集(製品見本、製作工程見本の制作依頼を含む)
- 5 農具・養蚕具・製紙用具・漁具については館蔵品の補完的収集
- 6 鳥取県で製作され、使用された機器等

参考資料3

県東部地域での美術振興について（案）

博物館
美術館

新たな美術館が倉吉市内に整備されることにより、県東部地域における美術作品を鑑賞する機会や県民活動等、県東部から美術館機能が失われることがないように、博物館と美術館が一体となって県東部地域での美術振興に取り組む。

1 県立博物館で行う美術振興〈基本構想中間まとめ〉

- ・博物館の企画展示室2室（1030 m²）を引続き残し、相当規模の美術系展覧会の開催等に対応可能とする。
 - ・博物館企画展示室で継続的に藩絵師作品及びゆかりの民芸作品の展覧会を開催する。
 - ・歴史民俗分野の本県歴史を紹介する常設展示において藩絵師作品（池田藩の歴史を語るもの）・ゆかりの民芸作品を歴史・民俗展示として混合展示を行う。
- ⇒上記対応のため、一部の藩絵師作品・ゆかりの民芸作品を博物館で所蔵する機能を残す。

2 県立美術館と博物館が一体で取り組む美術振興事業（案）

- ・県立博物館で、相当規模の魅力的な美術展を引き続き開催する。
- ・市内文化施設（借上げ空家等を含む）をサテライト的に活用した広域的な展開による展覧会を開催する。
- ・渡辺美術館、鳥取民芸美術館をはじめとする県内美術館施設と連携した共同企画展など様々な展示等の取り組みを行う。
- ・「移動美術館」美術館コレクションによる巡回展覧会を実施する。
- ・小学生（3年生または4年生）全てが年に一度は美術館を訪れ、学び・楽しむことができるよう招待する。
- ・市内の学校や公民館等を会場に、収蔵作品に関するレクチャーや様々な創作活動の支援を学芸員が行う。
- ・県内外のアーティスト等を招いてワークショップやパフォーマンスイベント等を開催したり、映像作品の上映（シアタープログラム）を行う。
- ・大学やNPO等が設置したギャラリーやサテライト施設と連携し、学芸員による美術館外での収蔵作品の展示レクチャーや美術創作活動へ支援する。